



立入認定証

Certificate of Entry

裏面に記載された立入認定申請書について、

自然公園法(昭和32年法律第161号)

第24条の規定に基づき、知床国立公園の

知床五湖利用調整地区への立入りを認定します。

知床国立公園
知床五湖利用調整地区
指定認定機関

公益財団法人 知床財団 理事長



再利用券交付時使用欄

遵守 事項

利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- 利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。
- 利用調整地区内に食品(気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。)を持ち込まないこと。
- 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- ヒグマ活動期の立ち入りにおいて、引率者の指示に従うこと。
- 植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員の指示に従うこと。

(参考) 自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
- 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
- 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
- 次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - ・生きている動植物(身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。
 - ・野生動物に餌を与えること。
 - ・野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ・ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - ・球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - ・非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものをを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

利用調整地区内への立ち入り申請書

地上遊歩道散策の申込用紙です

Application Form

自然公園法第24条第2項の規定により知床国立公園知床五湖利用調整地区への立ち入りの認定を受けたく、裏面の事項を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

知床国立公園 知床五湖利用調整地区 指定認定機関
公益財団法人 知床財団 理事長殿

《1日限り有効》

Valid for One Day

代表者氏名 Name (Representative)

岩間 良一

申請日 (立ち入りの日) Date

2020年 9月 8日
yyyy mm dd

住所 Residence Address/Country

神奈川県 横浜市中区
神奈川

人数 Number of People

大人(12才以上)

Adult 1 名

六角橋3丁目21-5

小人(0才~11才)

Child 名
(11Years Old and Under)

スタッフ記入欄 Office Use Only

レクチャー開始時間: 13:00
Lecture Time

・支払い(券・窓・再・メ・その他)

予約番号: 5118